

徳島市食育推進計画策定委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）の規定に基づき、徳島市の食育推進計画を策定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織として、徳島市食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 食育推進計画の策定に関すること。
- (2) 食育の推進に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、健康福祉部副部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長及び副会長）

第 4 条 会長は、委員会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が発生したとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 会長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（事務局）

第 6 条 委員会の事務局は、健康福祉部健康長寿課に置く。

（雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(徳島市食育推進連絡会設置要綱の廃止)

2 徳島市食育推進連絡会設置要綱（平成 2 0 年 8 月 1 日制定）は、廃止する。

別表 1（第 3 条関係）

職 名
企画政策部副部長
総務部副部長
財政部副部長
財政部税務事務所長
市民文化部副部長
環境部副部長
健康福祉部副部長
子ども未来部副部長
経済部副部長
都市建設部副部長
危機管理局次長
消防局次長
会計管理者
教育委員会教育次長
上下水道局次長
交通局次長
病院局次長

令和 7 年度 徳島市食育推進計画策定委員会名簿

令和 7 年 4 月 1 日現在

役 職	所 属 ・ 職 名	氏 名
会 長	健康福祉部長	青木 英樹
副会長	健康福祉部副部長	佐藤 一秋
委 員	健康福祉部副部長	露口 康治
委 員	企画政策部副部長	小原 和浩
委 員	総務部副部長	井坂 剛人
委 員	総務部副部長	三好 一文
委 員	財政部副部長	大津 達雄
委 員	税務事務所長	山本 康司
委 員	市民文化部副部長	田村 茂生
委 員	環境部副部長	原田 和彦
委 員	子ども未来部副部長	阿部 伸洋
委 員	経済部副部長	伊東 晶之
委 員	経済部副部長	湯浅 正敬
委 員	都市建設部副部長	木田 博文
委 員	都市建設部副部長	藤井 宏和
委 員	危機管理局次長	吉田 浩章
委 員	消防局次長	松本 弘之
委 員	消防局次長兼東消防署長	角瀬 賢三
委 員	会計管理者	建島 美穂
委 員	教育次長	福田 美知子
委 員	教育次長	谷中 智徳
委 員	上下水道局次長	森 憲二
委 員	交通局次長	浦上 智弘
委 員	病院局次長兼市民病院事務部事務長	弘田 誠二